

## 【参考資料】

全国市民オンブズマン連絡会議では、給与とは別で議員の調査・研究のためだけに支給される「政務調査費」について追及してきました。特に都道府県・政令市では、領収書が公開されないことが多く、「第2給与」の疑いもあるとして、領収書の公開を求めてきました。さらに、政務調査費での活動内容が公開されれば、まじめに調査をしている議員なのか、調査に関係のない支出が多い不真面目な議員なのかが市民に明らかにされます。これまで調査してきた結果です。

### 政務調査費 領収書開示状況

H19年3月28日現在で、領収書を添付するよう義務づけている都道府県・政令市は以下の10道府県・7政令市です（全国オンブズ調査）

H19年3月28日現在一覧（別紙参照）

領収書 全面公開は4県・1市

- ・岩手県（H15年5月から）
- ・宮城県（H16年4月から）
- ・長野県（H15年5月から）
- ・鳥取県（平成16年4月分から 但し代表監査委員に収支報告書の写しとともに領収書の写しを提出）
- ・静岡市（H15年4月から）

領収書 条件付き公開は6道府県・6市

- ・北海道（H18年4月から、1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く）
- ・滋賀県（H18年4月から、1件1万円以上の領収書）
- ・京都府（H13年4月から、1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く）
- ・和歌山県（H17年度分から 1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く）
- ・山口県（H18年4月から、1件5万円以上領収書）
- ・高知県（H13年4月から 食糧費（1件1人につき5千円以上） 委託料（1件10万円以上））
- ・札幌市（H17年4月から 1件5万円以上（人件費を除く） H20年度から領収書全部公開）
- ・さいたま市（H16年7月から 1件5万円以上添付（人件費を除く））
- ・京都市（H17年4月から 5万円以上（人件費、事務所費除く））
- ・大阪市（H18年4月から 1件5万円以上添付）
- ・広島市（H18年4月から 1件5万円以上添付（事務所費と人件費除く））
- ・福岡市（H16年4月から 議員交付分のみ、1件5万円以上添付、H18年4月から 議員交付分・会派交付分ともに1件5万円以上添付）

領収書 今後全面公開が決まったのは1県です。

- ・新潟県（H19年5月から）

領収書 今後条件付き公開が決まったのは4県・2市です。

- ・秋田県（H19年5月から、1件5万円以上）
  - ・三重県（H19年5月から、1件1万円以上）
  - ・兵庫県（H19年6月から、1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く）
  - ・島根県（H19年5月から、1件3万円以上の領収書）
  - ・川崎市（H19年5月から、1件5万円以上）
  - ・北九州市（H19年4月から、1件5万円以上）
  - ・（新潟市）07年5月～ 全部の支出につき添付
  - ・（浜松市）01年4月～ 全部の支出につき添付
- 新潟市・浜松市は07年4月1日より政令市

### 「条件付き公開」領収書添付状況調査

平成17年度に領収書一部公開の3府県・4政令市について、領収書添付状況を調査しました。

	添付率	領収書添付条件
・京都府	15.4%	1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
・和歌山県	9.9%	一件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
・高知県	1.7%	食糧費(1件1人につき5千円以上) 委託料(1件10万円以上)
・札幌市	36.3%	1件5万円以上(人件費を除く)
・さいたま市	34.9%	一件5万円以上添付(人件費を除く)
・京都市	22.7%	5万円以上(人件費、事務所費除く)
・福岡市	18.3%	議員交付分のみ、1件5万円以上添付
平均	22.2%	

---

### 政務調査費 用途基準作成状況

06年8月1日現在で、政務調査費について具体的に用途基準を作成しているのは、以下の14道県・4政令市です。

(1 - 2行の用途基準記述を除く)

- ・北海道(政務調査費の手引 平成13年3月)
- ・岩手県(政務調査費の事務処理マニュアル 平成15年6月)
- ・福島県(政務調査費の手引き 平成13年4月)
- ・栃木県(栃木県政務調査費に係る留意事項)平成15年4月
- ・千葉県(政務調査費運用の手引き)平成13年4月
- ・長野県(政務調査費マニュアル 平成16年8月)
- ・富山県 平成18年3月
- ・滋賀県 平成14年3月
- ・兵庫県 平成18年4月
- ・奈良県(政務調査費の用途についての考え方)平成13年4月
- ・和歌山県(政務調査費運用マニュアル)平成17年7月
- ・鳥取県(政務調査費の用途に関わるガイドライン)平成16年6月
- ・山口県 平成18年6月
- ・熊本県(政務調査費の用途基準について)平成13年4月
- ・札幌市(政務調査費に関する取扱要領 平成17年3月24日 議会改革検討委員会決定)
- ・大阪市(「大阪市政務調査費の取扱いに関する要綱」ならびに「政務調査費の手引き」(平成18年8月1日施行)
- ・神戸市(神戸市政務調査費経理要綱)平成13年4月
- ・福岡市(福岡市政務調査費取扱要領)平成13年4月

全国市民オンブズマン連絡会議  
全国市民オンブズマン連絡会議 事務局  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目6番41号 リブビル 6階  
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050  
E-mail office@ombudsman.jp http://www.ombudsman.jp/

政務調査費収支報告書に領収書添付を義務づけている／義務づけを決めた  
都道府県・政令市

2007.3.28現在

	都道府県	領収書添付 の施行	これから施行	領収書添付の範囲
1	北海道	06年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
2	岩手県	03年5月～		全部の支出につき添付
3	宮城県	04年4月～		全部の支出につき添付
4	秋田県		07年5月～	1件5万円以上
5	新潟県		07年4月～	全部の支出につき添付
6	長野県	03年5月～		全部の支出につき添付
7	三重県		07年5月～	1件1万円以上
8	滋賀県	06年4月～		1件1万円以上
9	京都府	01年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
10	兵庫県		07年6月～	1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
11	和歌山県	05年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
12	鳥取県	04年4月～		全部の支出につき添付 代表監査委員に収支報告書とともに領収書の写しを提出
13	島根県		07年5月～	1件3万円以上
14	山口県	06年4月～		1件5万円以上
15	高知県	01年4月～		食糧費 1件につき5千円以上 委託料 1件10万円以上

	政令市	領収書添付 の施行	これから施行	領収書添付の範囲
1	札幌市	05年4月～		1件5万円以上 人件費を除 →08年交付分からは全部の支出につき添付
2	さいたま市	04年7月～		1件5万円以上 人件費を除く
3	川崎市		07年5月～	1件5万円以上
4	(新潟市)		07年5月～	全部の支出につき添付
5	静岡市	03年4月～		全部の支出につき添付
6	(浜松市)	01年4月～		全部の支出につき添付
7	京都市	05年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
8	大阪市	06年4月～		1件5万円以上
9	広島市	06年4月～		1件5万円以上 事務所費・人件費を除く
10	福岡市	04年4月～		1件5万円以上(議員交付分のみ)
11	北九州市		07年4月～	1件5万円以上

※新潟市・浜松市は07年4月1日より政令市

色かけの3府県4市については、全国市民オンブズマンが支出状況不明率を算出(05年度分)

	領収書 添付割合	非添付率
京都府	15.4%	84.6%
和歌山県	9.9%	90.1%
高知県	1.7%	98.3%
札幌市	36.3%	63.7%
さいたま市	34.9%	65.1%
京都市	22.7%	77.3%
福岡市	18.3%	81.7%
平均	22.2	77.8%